

## 浜田漁港周辺エリア活性化計画策定業務委託について

## 1 業務名

浜田漁港周辺エリア活性化計画策定業務

## 2 委託先

株式会社エブリプラン（松江市北陵町 46-6）

## 3 契約方法

競争入札による。

## 4 背景及び業務の目的

近年、水産業を取り巻く情勢は、水揚量の減少や魚価の低迷など、厳しい状況が続いている。そうした課題を克服し水産業の発展を図るため、浜田市では様々な対策に総合的に取り組んでいる。

とりわけ、水産都市浜田の象徴である「浜田漁港エリア」においては、衛生管理に対応した新たな荷捌所や冷凍冷蔵庫の整備など活性化に向けた取組が進んでおり、安全・安心な水産物の供給や水揚量の増加、魚価の安定・向上などが期待される。一方で、水産都市浜田の PR 施設である「しまねお魚センター」の低迷や「公設水産物仲買売場」の老朽化など、課題も山積している状況にある。

「浜田漁港エリア」については、こうした過渡期を迎えており、この機会をチャンスと捉え、多くの方が訪れる活気のあるエリアにしていくためにも、このエリアを核とした水産業の将来ビジョンを描き、取り組んでいく必要がある。

そうした現状を踏まえ、当エリアの課題や魅力の洗い出しを行うとともに、関係者による浜田漁港周辺エリア活性化検討委員会（以下、「委員会」という。）における、「浜田漁港周辺エリア」の活性化策についての検討を踏まえ、浜田漁港周辺エリア活性化計画（以下、「計画」という。）を策定する。

## 5 委託概要

履行期間 平成 31 年 4 月 12 日から令和 2 年 3 月 10 日

## 6 業務内容

## (1) 計画策定に必要な基礎調査の実施

## ア 関連法規制等の整理

建築基準法、都市計画法、消防法、漁港漁場整備法、港則法等に関連する法規制を抽出するとともに課題を整理

- イ 水産業を取り巻く環境、市の現況の調査・分析
  - 水揚量の推移や出荷額等の調査及び分析、課題や展望等を整理
- ウ 漁港施設の現状把握
  - 浜田漁港荷捌所及びしまねお魚センターなどエリア内主要施設の整備状況の調査、分析及び課題の整理
- エ しまねお魚センターの経営状況の調査・分析
  - 外部環境に係る経営分析
  - 内部環境に係る経営分析
  - 上記分析に基づく問題点抽出
- オ 関係者の意向把握
  - (ア) しまねお魚センター来場者に対するヒアリング調査の実施及び分析
    - 抽出件数 100 件
- カ 他地域の類似事例調査
  - 計画策定の参考となる他地域の類似事例を調査

(2) 浜田漁港周辺エリア活性化検討委員会の運営支援

- ア 開催回数
  - 平成 31 年 4 月から令和元年 11 月までの間に 4 回
- イ 委員
  - 識見者、各種団体から推薦された者、関係行政機関の職員及び市長が特に必要と認める者 20 名
- ウ 内容
  - (ア) 会議資料及び会議報告書作成
  - (イ) 委員会への出席及び説明等
  - ※開催案内、会場手配、進行及び委員への謝金の支払い等は市が行う。
  - ※平成 30 年度に委員会で確認した全体ビジョン（案）及び（仮称）山陰浜田港公設市場の役割と施設機能について（案）の方向性に基づき会議を運営する。

(3) 計画策定に関するワーキング会議の運営支援

- ア 開催回数
  - 平成 31 年 4 月から令和元年 11 月までの間に 3 回
- イ 参加者 水産業関係者 10 名程度
- ウ 内容
  - (ア) 会議資料及び会議報告書作成
  - (イ) 会議への出席、説明等
  - ※開催案内、会場手配、進行及び委員への謝金の支払い等は市が行う。

#### (4) 活性化策の取りまとめ

前述 (1) から (3) までの結果を踏まえ、計画案を作成する。

##### ア 計画の期間

令和 2 年度から令和 7 年度までの 6 年間とする。

##### イ 内容

- ・目指すべき方向性や具体的施策を示し、各分野で柱となる主要な項目については、数値目標を設定すること。
- ・計画案に掲載する統計データ等については、出典を明記すること。
- ・住民意見制度（パブリックコメント）により、計画案に対する市民の意見提案を募集するため、パブリックコメント配布用の計画案概要資料を 100 部作成すること。

### 7 成果品

#### (1) 提出する成果品

- ア 業務完了報告書（任意様式）
- イ 浜田漁港周辺エリア活性化計画 製本（カラー）100 部
- ウ 浜田漁港周辺エリア活性化計画概要版 製本（カラー）300 部
- エ 浜田漁港周辺エリア活性化計画 電子データ 一式
- オ その他関係資料 一式

#### (2) 提出先

浜田市産業経済部水産振興課

### 8 その他留意事項

- (1) 本業務が円滑に実施されるよう、業務の進捗状況や業務内容に関する打合せを実施するなど、浜田市との緊密な連携を心がけることとする。
- (2) 本業務により生じた著作物に関する著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む）は、浜田市へ帰属するものとする。
- (3) 本業務の成果物は、画像等著作権上の権利関係の帰属を済ませた上で納入すること。また、それらに関する紛争が生じた場合は、受託者の責任において対応するものとし、浜田市は責任を負わない。
- (4) 本業務により生じる全ての成果品を市の許可なく公表及び貸与してはならない。また、本業務実施により知り得た事項を第三者に漏えいし、または開示してはならない。このことは、本業務終了後においても同様とする。
- (5) 仕様書に定めのない事項については、必要に応じ浜田市と協議のうえ処理するものとする。